毎週月.水.金曜日発行

第 4647 号

目 次 公安委員会規則 ○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1 公安委員会規程 ○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 6 告 ○道路の位置の指定 ○位置の指定を受けた道路の変更 7 ○保安林の指定予定 8 公 告 ○令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施 ○開発行為の工事完了 10 ○条件付き一般競争入札の実施

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和2年6月5日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

富山県公安委員会規則第3号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則(昭和47年富山県公安委員会規則第2号)の一部を次 のように改正する。

第18条第3項第1号中「戸籍抄本又は住民票の写し」を「住民票の写し又は法第 92条第1項に規定する運転免許証の写し」に改める。

第21条及び第22条中「2通」を削る。

第23条を次のように改める。

(記載事項の変更届出)

- 第23条 第18条第1項及び第2項に規定する届出書の記載事項のうち、次の各号に 掲げる事項に変更が生じたときは、様式第12号又は第13号の届出書2通を、所轄 警察署長を経由して、公安委員会に届け出なければならない。
 - (1) 届出者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
 - (2) 自動車の使用の本拠の名称及び所在地
 - (3) 自動車の使用の本拠における自動車の台数(ただし、台数変更に伴い、副安全運転管理者の選任又は解任を伴う場合に届け出ることとする。)

第47条第1項中「毎年1回受けさせるもの」を「おおむね年1回受けさせることを原則とし」に改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第18条、第23条関係)

※管理 番号		署安	管	部	会												
			多	全	運転	管理	里 者	に関	すす	る	届出						
怠	111	県公安	委 昌	수 🖩	ıı.							至	F		月		Ħ
		_	選任、「)		又は	出者のE 法人の名 大表者のE	5称								
					としたの	で		434 11									(II)
	届出事項(□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□																
₽ 0/B	お届けします。 (電話番号 ー ー)																
2		£ 年 月 日		年		月	日								年以上 終了者		の管理
安全	. フ	リガナ						資格	各 要	件		験1年	以上			1,21	
運転	氏	名								t	(注) 年齢 設ける事	20歳以	上の者。	ただ	に 融		管理者を
管	生年	月日(年齢)		年	月	日 (歳)	運転免	色許の有	_	□ア フ			無	XVX.LV	H ₀	
理者	職務	上の地位						勤系	务 態	様		勤	ーイ	隔日		ウ 他 (()
3	事業	所の名称											そ 全 選		□ r		人)
自動車	事業	所の所在地	₹	-								電話 F A					
中の使	業	種 別	□力:	官公署 鉱業	=	公社公団等 建 設 業 運 輸 業		農 業製造業 気・ガス業		卸・	業 小売業 言 業	オ カ コ オ ソ サ		_] g 2	その他	
用	使用	自動車の 種 類	乗 大型	中型	進中型	普通	用軽	貨 大型	中型	潍中	型 普	通	物軽	大特	小り	十 普	計
の本	車両	台 数		1 =	+1-1	B 72	122	7 1	1 1		工日	ALL	12.	1,7	10 -		台
拠	運	免許の種類	大	型	中	型	進中型	普	通	大		特	小特	大自	4 - 4	等自二	計
	転者		一種	二種	一種	二種	417	一 種	二種	_	種二	種	1- 10	7,1		111-	
	数	人員															人
④ 前安·	全運車	运管理者	解任年月		~ #-	年	月 NBWM □	日 - *- #- #-		4nt-c	名	J.L. 7	æ/ılı	/			
(5)	勤	務	解任事	期	ア 死亡間	□イ: 勤	務	ウ転任所名	と 職	胖壮	命令 [名	6	の他	(,
		1)1B		まで							変					
全運略		1)3G		まで							更					
安全運転管理者			څدا		まで												
者			څد(まで							前					
備		考				•											
◎本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。②本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。② 各要件がアの場合・・自動車の運転管理経歴書1 ※日欄は、警察署において記入すること。																	
	ウの場合…安全運転管理者認定申請書 2 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安																
	2 運転記録証明書(1箇月以内に発行されたのもの)																

様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第18条、第23条関係)

※管理 番号		察署	副安	管	安		管	部	会															
									転	管	理	者	に	関	1 7	+	る丿	届	出	書年		月		B
	富山県公安委員会 殿 ① 届出者の氏名 又は法人の名称 及び代表者の氏名 したので																							
届	出事:	項(1	(3)) を	変『	更丿	,			住			Ē	所									0
お届	届けし	ます。														(習	電話番	号		-		_)
②副安			月 日 ガ ナ	_			年		月		日		資	格	要	件		イヨ	運転	の管理経 の経験期 委員会の	間3年			
安全運	氏		名	i																以上の者。	POAE.			
運転管理	生年	月日	(年齢)	+		年		月		(歳))	運転	免許	午の者	与無) 中間 ア :			無			
理者			の地位	+					-	`	20,000	+		務		様	+=	アト	-			П	ウ他(()
3			の名称									_	274	474	/En	Par	10		他	副安全選 理者の有	転 [ア イ		
自動車	事業	所の	所在地	Ţ		_													_	活番号 A X				
の使	業	種	別		_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	官 公 鉱 ^{金融・保}	業	=	、公社 - 建 i - 運 i	設 業		て電	製 造 気・ガス				· 小売 · 小売 i 信 業	業	コ	不動産	_	タン	その他	
用	使用	自重種	動車の 舞		乗 て型	中	#HJ	進中型	並	通	用 軽	-	貨 大 型	Пд	- 型	1 76	善中型	普	诵	物 軽	1 1	小り	普一	計
の本	車	台	数		. 🖭	η-	生	井.L.王	В	畑	TEE	-	A =	1 7	· ±		9TE	B	畑	WE.	70 7	9 -	-	台
拠	両運	Ъ	30	. 大	_		型	中		型		-	普		通	i 大	-		特			+	\perp	Р
	転	免許	千の種類		- 種	_	_	一 種	£ _		準中型	<u> </u>	□ 一 種	<u> </u>		-	- 種	二	種	小 特	大自二	_ 1	幹自二	計
	者数	人	員	į																				人
4	~-			解	存任年	月日	\Box		4	丰	月			日	氏		名							
前副组	安全運	転管	理者	角	¥任 事	事 由		ア死	亡 [ーイ	退職		ウ転	任		二 解	任命令		オ	その他	()
(5)	勤		務	_		期		間	剪	ђ	務	月	斤	名	職			名	6					
				から				まで	\perp										変					
至 企 本				から				まで											更					
副安全運転管理者の 略 歴				から				まで																
理者				から				まで											前					
備		考	r T	\top																				
	◎本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。《記載上の注意》1 資格要件がアの場合…自動車の運転管理経歴書1 ※月欄よ、警察署において記入すること。																							
2 運																								

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第21条、第22条関係)

安全運	転管	管理者	教習	• 認定	н	≑ ≢	-1 +	
副安全证	軍転	管理者	認	定	申	請	書	
富山県公安	委	員会 殿	住所		年	月		日
		申請者	氏名					印
教習・認定 ふり た を受けようとする者 生年月年	名	-			年	月	日(歳)
所 在					•			-247
勤 務 先 名	称							
職務上の地	位							
自動車の運転経	験	年	月	日から	年	月		日まで
使用者の意見 *本欄は使用者が言 してください。	記載	管理及び従 □ その他 (* 該当す	あるので 3条願い 2を願い お 当 を は よ は した 上	で、道路交近 (第2号の ミす。 重転管理に 重導に必要	・ は・ は・ は・ は・ は・ に・ に	即第9 る 多に従を が に 節記 し に に た た た た た る た る た る し る し る し る し る る し る る し る し	条の管事し、多可をし、多のでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	9第1項 理者等 安全運転 。)は ごさい。
備	考							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように 定め、公布する。

令和2年6月5日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

富山県公安委員会規程第2号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程(昭和61年富山県公安委員会規程第 2号)の一部を次のように改正する。

別表富山県道路交通法施行細則(昭和47年富山県公安委員会規則第2号)の項中 第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第282号

道路の位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置 を次のように指定した。

令和2年6月5日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メート <i>ル</i>)	延 長 (メートル)	道路(指定年月日		
担的金ケ	(メートル)	(メートル)	始点の地名地番	終点の地名地番		
1	4. 35	10. 36	小矢部市茄子島 314番	小矢部市茄子島 314番	令和2年 5月18日	
2	4.62~ 6.46	57. 25	魚津市本江字五 反田割1231番 3	魚津市本江字五 反田割1240番 1	令和2年 5月21日	
3	6. 00	52. 74	魚津市本江字五 反田割1240番 2	魚津市本江字五 反田割1240番 2	令和2年 5月21日	

富山県告示第283号

位置の指定を受けた道路の変更について

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により指定した 道路の位置について、次のとおり変更の承認をしたので、富山県建築基準法施行規 則(昭和53年富山県規則第47号)第18条第3項の規定により告示する。

令和2年6月5日

富山県知事 石 井 泽

	道路幅		延 長	道路@	Harlet - Francisco		
	番号	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	始点の地名地番	終点の地名地番	指定年月日	
変更前の道路	1	4. 10	76. 80	黒部市植木字中長 496番1、509番4	黒部市植木字中長 495番2、495番3	平成11年 3月19日	
変更後の道路	1	4.00	68. 20	黒部市植木字中長 496番 1	黒部市植木字中長 495番1地先	令和2年 5月19日	

富山県告示第284号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の規定により告示する。

令和2年6月5日

富山県知事 石 井 降 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町笹川字菖蒲谷 2・3・4の13・4の14・4の17・18の15 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、4の12、18の5、2459の1、 2460、2463、2465の2

- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁 及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

令和2年6月5日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年11月11日(水)午前10時から
 - (2) 場所 富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館
- 2 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 3 受験手続
 - (1) 出願書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真(出願前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きで、縦 6.5cm ×横5cmのものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の 裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。)
 - (2) 受験手数料

10,500円(受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」に貼ること。)

(3) 出願書類の提出期間及び提出場所

ア 窓口受付

(提出期間)

令和2年7月27日(月)から8月7日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(提出場所)

富山県厚生部くすり政策課、富山県内の厚生センター又は厚生センター支 所に提出すること。

イ 郵送受付

(提出期間)

令和2年7月27日(月)から8月7日(金)(当日消印有効)まで

(提出場所)

富山県厚生部くすり政策課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号) 郵送により提出する場合は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」 と朱書きし、簡易書留により富山県厚生部くすり政策課に送付すること。

4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部くすり政策課(電話076-444-3234)、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に問い合わせること。

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発	許可を受	をけた	を者
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住	所	氏	名
射水市南高木99番3並び に北高木630番2			射水市小林	491番地	宮脇	恭弘
射水市塚越1833番3及び 1834番1			射水市三ケ	2345番地	稲積 稲積	宏紀、 杏菜
射水市土代字三度山921番 3及び922番 1			射水市小島 ハートフル	;1129番地 未来203	澤井	理恵

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院外来駐車場さく井工事について、次のとおり条件付き一般競争 入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第 167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年6月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立中央病院外来駐車場さく井工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 さく井工事
- (4) 工事概要 現在造成工事中の駐車場に消雪用の井戸を設置
- (5) \perp 期 契約を締結した日の翌日から令和2年10月30日まで
- 22,230,000円 (消費税相当額を除く。) (6) 予定価格
- (7) 調査基準価格 有
- 2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、 申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時まで の間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

- ア 政令第 167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律 第 100号) 第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- イ 富山県内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する 主たる営業所を有する者であること。
- ウ 富山県における平成31・令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、さ く井工事の資格保持者として登載されていること。
- エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間にお いて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けてい ない者であること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第 154号)第17条の規定により更生手続開始の申 立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第 225号)第21条の規定 により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事 の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する 申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 申請書及び添付書類の提出
 - (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 入札参加資格確認書(様式第2号)

(2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ(下記URL)の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

http://www.tch.pref.toyama.jp/

(3) 提出期間

令和2年6月8日(月)から令和2年6月17日(水)まで(富山県の休日を 定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日 (以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1 時から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号 富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する(書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着)方法により行うものとする。

4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する(受付期間の締切日までに必着)方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 令和2年6月5日(金)から令和2年7月3日(金)まで(休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係 (電話076-491-7115)

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。
- 5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和2年6月18日(木)までに文書によ

- り通知する。
- 6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求
 - (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理 由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参すること により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 令和2年6月19日(金)から令和2年6月23日(火)までの午 前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係
 - (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和2年6月30 日(火)までに文書により行うものとする。
- 7 設計図書等の配付及び質問等
 - (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者(以下「入札参加資格者」という。) に対し、令和2年6月19日(金)までに設計図書等を無償で貸与する。貸与し た設計図書等は入札終了時に回収する。
 - (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。 富山県立中央病院経営管理課管財係
 - (3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送す る(受付期間の締切日までに必着)方法により行うものとし、次のとおり受け 付けるものとする。
 - ア 受付期間 令和2年6月19日(金)から令和2年7月3日(金)まで(休 日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分ま で
 - イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係 (電話076-491-7115)
 - (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
 - (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を 富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。
- 8 入札の日時、場所
 - (1) 入札の日時 令和2年7月9日(木)午後2時00分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号 富山県立中央病院外来診療棟 5 階51会議室

9 入札の方法等

入札は、出場入札により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100分の 10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- 10 工事費内訳書の提出
 - (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
 - (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配布の際に、併せて様式の配布を受け、作成すること。
 - (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
 - (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入 札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない 場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とするこ とがある。
- 11 入札保証金に関する事項 入札保証金は、免除する。
- 12 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
 - (2) その他入札心得(予定価格事前公表試行工事)第6条各号のいずれかに該当する入札

- (3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札
- 13 落札者の決定方法

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第92条の規定により定めた予定 価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格 を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基 づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得(予定価格事前公表試行工事)第10条の規定による。

- 15 配置予定技術者の確認
 - (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代 理人及び主任(監理)技術者の適正配置の確認を行う。
 - (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任(監理)技術者の配置が適 正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うこ とがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方 自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の 定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書 類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替え を認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計 図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係(電話076-491-7115) に問い合わせること。

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請しま す。

記

- 1. 工事名 富山県立中央病院外来駐車場さく井工事
- 2. 履行期限 令和2年10月30日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表 FAX 番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先 E-Mail

添付資料

(様式第2号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所 商号又は名称 代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確 認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院外来駐車場さく井工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の	(該当 • 非該当)
23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	()))
②富山県内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規	 (該当 ・ 非該当)
定する主たる営業所を有する者であること。	
③富山県における平成31・令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿	
(以下「資格者名簿」という。) に、さく井工事の資格保持者として	(該当・ 非該当)
登載されていること。	
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの	
間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停	(該当 · 非該当)
止を受けていない者であること。	
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている	
者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされて	
いる者(建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱	(該当・ 非該当)
第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を	
受けた者を除く。)でないこと。	

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

令和2年6月5日印刷発行

発 行 富

山

県 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番